

就学援助制度



生活保護世帯に準じる程度に経済的に困窮している世帯で、公立小中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度です。

援助の対象となる世帯

基山町立の小中学校に在籍若しくは入学を予定する児童生徒の保護者又は基山町に住所があり、公立の小中学校に在籍若しくは入学を予定する児童生徒の保護者であって、下記の要件のいずれかに該当され、かつ、生活保護に準ずる程度に困窮されている世帯となります。

(1) 世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい。

※目安は、年間総収入から社会保険料等や生命保険料及び地震保険料等を差し引いた額
4人世帯（父40歳・母35歳・子14歳・子9歳）で、概ね274万円以下、
2人世帯（父または母45歳・子14歳）で、概ね182万円以下
なお、世帯構成および年齢等により、目安の金額は異なります。

(2) 世帯全員の町民税が非課税である。

(3) 生活保護が停止または廃止（前年4月1日以降の廃止）になった。

(4) 児童扶養手当を受けている。

(5) 国民年金の掛金が減免されている。

(6) 国民健康保険の保険料が減免され、または徴収の猶予を受けている。

(7) 保護者の死別・離別・失業などの特別な事情により、生活状況が急激に悪化した。

申請に必要なもの

・就学援助申請書【基山町教育委員会教育学習課（役場2階）または町内の町立小中学校にあります。】

その他必要書類（令和5年1月～令和5年12月分）（同じ世帯全員）

・5月末までに申請の方は、同じ世帯で収入のある方全員分の源泉徴収票の写し、
確定申告書の写し、年金の通知書等収入がわかるもの ※未申告の場合は
認定できませんので、収入がない方も住民税の申告をしてください。

6月以降の申請の方は、同じ世帯全員分の所得課税証明書の提出をお願いします。

・児童扶養手当証書の写し・遺族年金証書の写し・障害者年金証書の写し

・生活状況が急激に変化した場合は説明できる資料 等



申請方法

就学援助申請書及び必要書類を、基山町教育委員会教育学習課（役場2階）に提出してください。

申請は随時受付いたしますが、年度途中の申請等により認定が年度途中からなられた方は、認定月分以降からの月割支給となります。

申請手続きの流れ

年度途中受付の場合

申請書提出後、開催される定例教育委員会（月1回開催）で審査・判定をします。審査・判定の後に認定または却下通知書が送付されます。

認定期間

認定期間は、認定月から年度末までの1年以内です。認定の審査・判定は、申請後に開催される定例教育委員会で行います。次年度も引き続き就学援助が必要な方は、新年度受付期間中に再度申請をしてください。

就学援助費の内容（令和6年度予定）

区 分	対 象 学 年	年間支給額（円）	支 給 時 期
学用品費、 通学用品費	小学校1年	11,630	各学期末支給
	小学校2年～6年	13,900	
	中学校1年	22,730	
	中学校2年～3年	25,000	
学校給食費	小学校全学年	実 費	
	中学校全学年		
新入学児童生徒 学用品費	小学校1年	54,060	1学期末 (3月又は4月・5月認定者のみ支給)
	中学校1年	63,000	
修学旅行費 (交通費、宿泊費、見学料)	実施学年	実 費	旅行実施後に支給 (ただし、認定月以降の旅行のみ)
校外活動費 (交通費、見学料)	実施学年	小 3,690 中 6,210	実施後（左記の金額を上限とし、実費 を支給します。）
医 療 費	学校保健安全法で定めた疾病に限り、 保険診療の3割（実費分）を支給します。		
生徒手帳代	中学生	50	1学期末
部活動登録費	中学生	300	1学期末

※年度途中の申請等により認定が年度途中からなられた方は、認定月分以降からの月割支給
となります。

※就学援助金は目的外の支出はできません。領収書の提出をお願いする場合がありますので、
学用品や新入学必需品等の支給項目に関わる支出の領収書は保管しておいてください。